

法令等名	警備業法
根拠条項	第5条第5項
処分の概要	認定証の再交付
原権者(委任先)	大阪府公安委員会
法令等の定め	警備業法施行規則 第7条(認定証の再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	20日(うち経由期間15日)
申請先	主たる営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課防犯係
問い合わせ先	主たる営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課防犯係
備考	